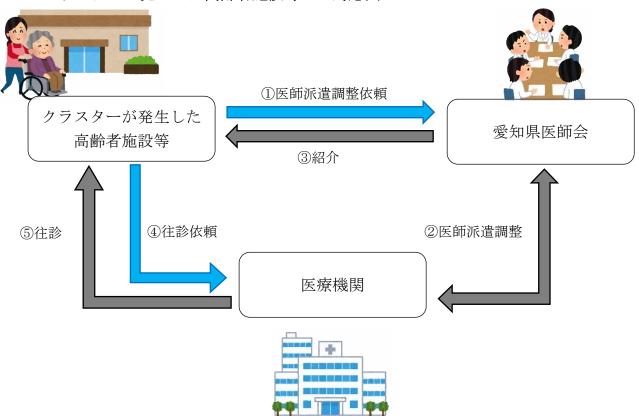
令和 5 年度新型コロナウイルス感染症によりクラスターが発生した高齢者施設 等への医師派遣事業継続のお知らせ

高齢者施設等でクラスターが発生し、医療提供を受ける必要があるにもかかわらず、依頼先に心当たりがなくお困りの場合には、愛知県医師会が医師の派遣を調整する事業があります。本事業について、令和5年9月30日まで延長しましたのでご活用ください。

1 クラスターが発生した高齢者施設等への対応図



2 本事業の対象施設

愛知県内に所在する新型コロナウイルス感染症によりクラスターが発生 した高齢者施設等(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、 認知症高齢者グループホーム、障害者支援施設、児童福祉施設、障害児入所 施設、保護施設 等)

3 医師の往診を希望する場合の問い合わせ先

【平日9:00~17:00】

愛知県医師会医療業務部第3課

TEL: 052-241-4143 FAX: 052-241-4130

【上記時間外(土日祝及び平日17:00~9:00)】

愛知県救急医療情報センター

4 本事業について詳しく知りたい方はこちら

事業の手引き

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/465697.pdf

担当:名古屋市新型コロナウイルス感染症対策室

TEL: 052-972-4389

Email: a4389-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp